

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

年 月 日

三股町長 宛て

伐採後の造林をした者（造林する権原を有する者）

住 所

届出人氏名

電話番号

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

三 股 町 大字	字	地番
	林小班（	）

2 伐採後の造林の実施状況

	人工造林	天然更新
造 林 の 方 法	植栽・人工播種・その他（ ）	萌芽・天然下種・その他（ ）
造林(更新)期間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
造 林 樹 種	ha(本)	ha(本)
樹 種 別 面 積 ・	ha(本)	ha(本)
本 数	ha(本)	ha(本)
	ha(本)	ha(本)
	ha(本)	ha(本)
作 業 委 託 先		
鳥 獣 害 対 策		

3 備考

--

【注意事項】

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 4 樹種は、スギ、ヒノキ、マツ（アカマツ及びクロマツをいう。）、その他の針葉樹、ブナ、クヌギ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 7 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 8 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

(裏面)

「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」について

1 制度の概要

伐採及び伐採後の造林の届出に基づいて森林の立木の伐採（主伐）及び造林をしたときは、森林法第10条の8第2項に定める状況報告の対象となります。

法令趣旨をご理解の上、報告書の提出をお願いいたします

2 報告書の提出時期

(1) 伐採後に人工造林を行う場合

⇒伐採後の造林が完了した日から30日以内に提出すること。

(2) 伐採後に天然更新を行う場合

⇒下記①、②により更新された日から30日以内に提出すること。

① 伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に天然更新が完了した日。

② 上記期間内に天然更新が図られていない場合は、その時点から2年以内に天然更新補助作業や植栽による更新を実施し、完了した日。

※天然更新が適切に行われるように地表処理や刈出しを実施してください。

※更新本数は、ha 当たり3,000本以上です。（宮崎県天然更新完了基準）

3 関連法令

○森林法第10条の8第2項

（伐採及び伐採後の造林の届出等）

第十条の八（略）

2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。

○森林法施行規則第14条の2

（伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告）

第十四条の二 法第十条の八第二項の規定による報告は、伐採（間伐を除く。以下この条において同じ。）の終わった日及び伐採後の造林の終わった日からそれぞれ三十日以内に当該伐採の終わった日及び当該伐採後の造林の終わった日における森林の状況を記載した報告書を提出しなければならない。